世田谷区世田谷保健所長 あて

開設者住所 開設者氏名 電 話 番 号 () ファクシミリ番号 () (法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名)

歯科技工所開設届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名	称														
2	開設	場所			電話看	番号	()		ファ	・クシミ	リ番号	()	
3 開設年月日					年	月	日									
4	管	氏	氏 名													
	理	住	注		電話看	番号	()		ファ	・クシミ	リ番号	()	
	者)種別、登録 、登録年月日	番	種別 第	: 歯科		· 歯 号	科技	L士 年	月	日				
5	5 業務に従事する者															
種別			氏 名		免許登録番号及び 登録年月日				リモートワークを行う場合は、リモートワークを行う場所及び連絡可能な電話番号							
歯科医師 歯科技工士		:			第	年	月	号 日								
歯科医師 歯科技工士		:			第	年	月	号 日								
歯科医師 歯科技工士		:			第	年	月	号 日								
歯科医師 歯科技工士		:			第	年	月	号日								
h				科技工 科技工		面積 構造設	備の詳	m ^² 細は	、裏面	のとお	造 3り		階建	Ė		

備考

- 1 歯科医師及び歯科技工士は、免許証の写しを添付すること。
- 2 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書(履歴事項証明書)を添付すること。
- 3 敷地の平面図及び附近の見取図を添付すること。歯科技工所の平面図については、機械、 器具等の配置を記入すること。
- 4 リモートワークとは、「2 開設場所」以外の場所における、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務(切削加工、研磨等を行う業務を除く。)をいう。
- (注) 届出の際には、免許証の本証を提示すること。

歯科技工所の構造設備の詳細

※備えている設備及び器具の前の□にレを付すこと。

>	《「有」又は「無」並びに「適」又は「否」の該当する	方を○で囲むこと。				
	項目	歯科技工士法施行規則	状 態			
1)	歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えて いる。	第13条の2第1号				
※「歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等」は、次のとおり □防音装置 □防火装置 □消火器 □照明設備 □空調設備 □給排水設備 □石こうトラップ □空気清浄機 □換気扇 □技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) □電気掃除機 □分別ダストボックス □防じん用マスク □模型整理棚 □書籍棚 □救急箱 □吸じん装置(室外排気が望ましい) □歯科技工用作業台 □材料保管棚(保管庫) □薬品保管庫						
2	歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障がないよう 設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、 清掃及び保守を容易に実施することができる。	第13条の2第2号	適・否			
3	手洗設備を有している。	第13条の2第3号	有・無			
4	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている。	第13条の2第4号	適・否			
5	安全上及び防火上支障がないよう機器を配置することができ、かつ、10㎡以上の面積を有している。	第13条の2第5号	適・否			
6	照明及び換気が適切である。	第13条の2第6号	適・否			
7	床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるも のである。	第13条の2第7号	適・否			
8	出入口及び窓は、閉鎖することができるものである。	第13条の2第8号	適・否			
9	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有して いる。	第13条の2第9号	有・無			
10	廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備え ている。	第13条の2第10号	有・無			
11)	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による 汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有してい る。	第13条の2第11号	有・無			
12	歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生 的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有してい る。	第13条の2第12号	有・無			
13	リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適 切な管理のための特段の措置を講じている。	第13条の2第13号	適・否			